

特別養護老人ホーム YMBT 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人チーム YMBT が設置運営する特別養護老人ホーム YMBT（以下「施設」という）が行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、利用する高齢者（以下「入居者」という）に対し適切な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 施設が提供する施設サービスは、入居者 1 人 1 人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営む事ができるよう支援する。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、八幡市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。

3 施設は、入居者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム YMBT
所在地	京都府八幡市男山石城 1 番地 4

（職員の職種、員数、職務内容）

第 4 条 施設に勤務する職員の員数は次のとおりとする。

（1）管理者 1 名以上（常勤）

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 1 名以上（常勤）

入居者の心身の状況とその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族等の相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

（3）介護支援専門員 1 名以上（常勤）

入居者の有する能力とその置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに必要に応じて変更を行う。

(4) 介護職員 10 名以上（常勤・非常勤）

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。

(5) 看護職員 1 名以上（常勤）

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1 名以上（常勤）

入居者の日常生活を営む為に必要な機能改善、及びその減退を防止する為の機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1 名以上（常勤）

入居者に提供する食事の管理、及び入居者の栄養指導を行う。

(8) 医師 1 名以上（非常勤）

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の職員を置くことができる。

（入居定員）

第 5 条 施設の入居定員は、29 名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

(1) ユニット数	3 ユニット
(2) ユニットごとの入居定員	3 階東ユニット 10 名
	3 階西ユニット 10 名
	4 階西ユニット 9 名

（施設サービスの内容）

第 6 条 施設が提供する施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の介護
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談・援助

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 7 条 施設は、施設サービス提供の開始に際し、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退居）

第 8 条 施設は、心身に著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時介護を受けることが困難な者に対して、施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には

介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒否してはならない。

4 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

5 施設は、入居に際して、入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の把握に努める。

6 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを定期的に検討する。検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

8 施設は、入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（受給資格等の確認）

第9条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に、要介護認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して施設サービスを提供するように努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第10条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助する。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行う。

（サービス提供の記録）

第11条 入居に際しては、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

2 施設サービスを提供した際には、提供した具体的な内容等を記録する。

（利用料等の受領）

第12条 施設が提供する施設サービスの利用料は介護報酬の告示上の額とし、提供した施設サービスが法定代理受領サービスの場合は、その1割から3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した場合に、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前項以外の利用料については次のとおりとする。

- (1) 食 費 別紙の重要事項説明書の額
- (2) 居住費 別紙の重要事項説明書の額
- (3) 理美容代
- (4) 福祉用具貸与
- (5) その他（日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの）

4 前項の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、あらかじめ入居者又はその家族に対し、内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 13 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスの費用の支払いを受けた場合は施設サービスの内容、費用の額、その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

（施設サービスの取り扱い方針）

第 14 条 施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に添って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営む事ができるよう配慮して行う。

3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援する事を基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

5 施設の職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明する。

6 施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、家族等に説明を行い、同意を得るとともにその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（施設サービス計画の作成）

第 15 条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、

入居者の日常生活全般を支援する観点から、住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置つけるよう努める。

3 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下、アセスメントという。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

5 介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、及び留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

6 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

7 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。

8 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。

9 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

10 介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」いう。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

（1）定期的に入居者に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。

（1）入居者が要介護更新認定を受けた場合

（2）入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（介 護）

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方

法により入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことを持って入浴の提供に代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り換える。

6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

7 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

8 施設は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させる。

9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者により介護を受けさせない。

（食事）

第 17 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

（相談及び援助）

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族等からの相談に応じるとともに、助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又は家族等が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図り、入居者と家族等の交流の機会を確保するとともに、外出の機会を確保するよう努める。

（機能訓練）

第 20 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能の改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第 21 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のため

の適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 22 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概

(1) 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、その入居者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるようにする。

(2) 入院期間中、入居者又はその家族が書面により同意した場合、当該居室をショートステイ等の用途に利用させていただく場合があり、その際の住居費は免除する。

(管理者による管理)

第 23 条 施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者とする。ただし、当該施設の管理に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。

(介護支援専門員の責務)

第 24 条 介護支援専門員は、第 15 条に規定する業務の他、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等を把握する。

(2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

(4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。

(5) 第 14 条第 7 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(6) 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録する。

(7) 第 38 条第 3 項に規定する事故の状況、及び事故に際して採った処置等について記録する。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第 25 条 入居者は、施設の医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 入居者が、外泊又は外出を希望する場合は、所定の手続きにより施設の管理者に届け出る。

3 入居者は、自らの健康保持増進に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。

4 入居者は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために施設に協力する。

5 入居者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他の入居者等の事由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 各居室、共同生活室等、全館禁煙であり、敷地内での喫煙を行うこと。

(入居者に関する市への通知)

第 26 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増悪させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、ユニットに常勤のユニットリーダーを配置する。なお、日中についてはユニットに常時 1 人以上、夜間及び深夜については、2 ユニットに 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。

2 入居者に対するサービスの提供は、職員によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、職員に対し、資質向上を図るため、研修の機会を確保する。

4 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(定員の遵守)

第 28 条 災害時等のやむを得ない場合を除き、利用定員を遵守する。

(衛生管理等)

第 29 条 施設は、入居者が使用する食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防、及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を、概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員、その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症や食中毒の予防、及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修、並びにまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第 30 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のためにあらかじめ、協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(協力医療機関等)

第 31 条 施設は入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れている体制を確保していること。

2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症または同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し入居させることができるように努めるものとする。

6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(掲 示)

第 32 条 施設は、施設内の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の施設サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 前項の掲示は、インターネットを利用して閲覧に供する方法で行う。

(広 告)

第 33 条 施設は、施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしな

(秘密保持等)

第 34 条 施設の管理者並びに職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者から、施設の退居者を紹介することの代償として金品その他の利益を収受してはならない。

(地域との連携等)

第 36 条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という）を設置し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、記録を公表する。

3 施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

4 施設は、その事業の運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市が実施する事業に協力するよう努める。

(相談・苦情処理)

第 37 条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの相談・苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 施設は、前項の苦情を受けつけた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 施設は、提供するサービスに関して、市からの文書の提出・提示の求め、又は市職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。

4 施設は、サービスに関する入居者からの相談・苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。

(非常災害対策及び発生時の対応)

第 38 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、定期的に避難・救出その他の必要な訓練を行う。

2 施設サービス提供中に、天災その他の非常災害が発生した場合は、職員は、入居者の避難等適切な措置を講じる。又、施設の管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取る。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 39 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次項に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入居者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害保険の範囲内で損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 40 条 施設は入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行い、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 入居者及び家族が高齢者虐待防止法に違反するような内容のご要望をされる場合は、病院等に移動して頂く。

(身体拘束に関する事項)

第 41 条 施設は、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(4) 入居者及び家族が高齢者虐待防止法に違反するような内容のご要望をされる場合は、病院等に移動して頂く。

(緊急時等における対応方法)

第 42 条 施設サービス提供中に、入居者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医の診断を受けるとともに、家族等に連絡する等の適切な措置を講じる。

2 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

3 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 43 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(会計の区分)

第 44 条 施設サービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 45 月条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する施設サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結日から 5 年間保存する。

(1) 施設サービス計画

(2) 第 11 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 14 条第 7 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第 26 条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 38 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 第 35 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(個人情報取り扱い)

第 46 条 施設は、入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での指定介護保険施設サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 47 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 48 条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入居者やその家族によるハラスメント（迷惑行為）の防止及び発生時に、相談や適切な対応をするために必要な体制の整備、被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、作為者に対して 1 人に対応させない等）及び被害防止のための措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人チーム YMBT と施設の管理者との協議で定めるものとする。

附則 この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年12月15日から施行する。